

○認知機能検査員講習及び認知機能検査実施要綱の制定について

(平成 21 年 5 月 29 日例規第 19 号／神免発第 249 号)

各所属長あて 本部長

このたび、別添のとおり認知機能検査員講習及び認知機能検査実施要綱を制定し、平成 21 年 6 月 1 日から施行することとしたので、部下職員に周知徹底し、運用上誤りのないようになされたい。

別添

認知機能検査員講習及び認知機能検査実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。)、道路交通法施行規則(昭和 35 年総理府令第 60 号)、運転免許に係る講習等に関する規則(平成 6 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「講習規則」という。)及び神奈川県道路交通法施行細則(昭和 44 年神奈川県公安委員会規則第 1 号。以下「細則」という。)に定めるもののほか、認知機能検査員講習及び認知機能検査(以下「講習等」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 認知機能検査員講習 講習規則第 4 条に規定する認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習をいう。

(2) 認知機能検査 法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イ又は法第 101 条の 4 第 2 項に規定する認知機能検査をいう。

(免許課長の任務)

第 3 条 交通部運転免許本部免許課長(以下「免許課長」という。)は、総括責任者として、講習等に関する事務を総括する。

(実施責任者)

第 4 条 交通部運転免許本部免許課(以下「免許課」という。)に実施責任者を置き、講習等に関する事務を担当する課長代理をもって充てる。

2 実施責任者は、講習等の業務に関する事務を掌理し、当該業務の適正かつ円滑な運用に当たるものとする。

(実施担当者)

第 5 条 免許課に実施担当者を置き、講習等に関する事務を担当する課長補佐をもって充てる。

2 実施担当者は、実施責任者を補佐するとともに、次の各号に掲げる事務を行う。

(1) 認知機能検査員講習の実施に係る企画

- (2) 認知機能検査に係る業務の指導及び連絡
- (3) 認知機能検査を終了したことを証する書面の交付
- (4) 前各号に掲げるもののほか、免許課長が必要と認める事務
(手数料の取扱い)

第6条 神奈川県道路交通法関係手数料条例(平成12年神奈川県条例第18号)第2条に基づき徴収する手数料は、収入証紙に関する条例(昭和39年神奈川県条例第76号)第3条に規定する証紙をもって納付させるものとする。

2 前項の証紙の取扱いは、収入証紙に関する条例施行規則(昭和39年神奈川県規則第66号)により行うものとする。

(検査員の資格要件)

第7条 認知機能検査を実施する者(以下「検査員」という。)は、次の各号に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 25歳以上の者
- (2) 神奈川県公安委員会が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する審査に合格し、又は認知機能検査員講習を終了した者

(審査申請書の受理等)

第8条 免許課長は、検査員審査を受けようとする者から、認知機能検査員審査申請書(第1号様式。以下「審査申請書」という。)の提出を受けたときは、次の各号に掲げる書類が添付されていることを確認の上受理するものとする。

- (1) 本籍の記載のある住民票の写し
- (2) 認知機能検査の実施に必要な技能及び知識を有することを証明する書面

2 免許課長は、前項の規定により審査申請書(添付書類を含む。)を受理したときは、認知機能検査に必要な技能及び知識について審査するものとする。

(認知機能検査員審査合格証明書)

第9条 免許課長は、前条第2項の規定による審査に合格した者に対し、認知機能検査員審査合格証明書(第2号様式)を交付するものとする。

(受講申請書の受理)

第10条 免許課長は、認知機能検査員講習を受講しようとする者(以下「受講者」という。)から、細則第26条の4に規定する認知機能検査員講習受講申請書(以下「受講申請書」という。)の提出を受けたときは、当該受講申請書の記載内容及び講習手数料並びに次の各号に掲げる書類が添付されていることを確認の上受理するものとする。

- (1) 本籍の記載のある住民票の写し又は外国人登録原票の写し
- (2) 運転免許に係る講習に関する規則及び運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則(平成21年国家公安委員会規則第4号)附則第5項に規定する者
にあっては、都道府県公安委員会が指定する研修を受けたことを証明する書面

(3) 講習規則第7条第2項第4号に該当する者にあつては、道路交通法第108条の2に規定する講習の実施要綱の制定について(平成6年5月6日 例規第37号、神免発第124号)別記第1の10に規定する普通講習指導員認定証(法第108条の2第1項第12号に規定する講習の指導員として認定されたものに限る。)の写し

(管理簿の作成等)

第11条 免許課長は、前条の規定により受講申請書(添付書類を含む。以下同じ。)を受理したときは、認知機能検査員講習受講申請書受理・管理簿(第3号様式。以下「管理簿」という。)に所要の事項を記載するものとする。

2 免許課長は、前項の規定により管理簿に所要の事項を記載した後、受講者に対し認知機能検査員講習受講票(第4号様式)を送付するものとする。

(認知機能検査員講習の実施)

第12条 免許課長は、細則第26条の5に規定する基準により認知機能検査員講習を実施するものとする。

2 免許課長は、認知機能検査員講習を終了したときは、管理簿に所要の事項を記載するものとする。

(認知機能検査員講習終了証)

第13条 免許課長は、認知機能検査員講習を終了した者に対し、細則第26条の6に規定する認知機能検査員講習終了証を交付するものとする。

(検査申請書の受理)

第14条 免許課長は、認知機能検査を受けようとする者(以下「受検者」という。)から、細則第27条第10項に規定する講習予備検査(認知機能検査)受検・高齢者講習受講申請書(以下「検査申請書」という。)の提出を受けたときは、当該検査申請書の記載内容及び講習手数料を確認の上受理するものとする。

2 免許課長は、前項の規定により受理する場合は、運転免許証及び法101条の4第3項第2号に規定する事項を記載した書面(以下「運転免許証等」という。)により受検者本人であることを確認するものとする。ただし、紛失等の理由により運転免許証等で当該受検者本人であることが確認できない場合は、その他身分を証明するものにより確認するものとする。

(認知機能検査の実施)

第15条 検査員は、別に示す実施要領及び進行要領により認知機能検査を実施するものとする。

2 認知機能検査に使用する用紙は、別に示すものとする。

(検査結果の通知等)

第16条 免許課長は、認知機能検査を終了した者に対し、当該認知機能検査の結果に応じた講習予備検査(認知機能検査)結果通知書(第5号様式、第6号様式又は第7号様式。以下「結果通知書」という。)により通知するものとする。

2 免許課長は、結果通知書の副本を作成の上保管するものとし、当該副本の保存期間は3年とする。

(検査結果の報告)

第17条 検査員は、認知機能検査を終了したときは、当該認知機能検査の結果を認知機能検査結果報告書(第8号様式)により免許課長に報告するものとする。

(苦情等の報告)

第18条 認知機能検査の結果について受検者から苦情、不服等の申出があった場合は、申出者の住所、氏名、連絡先、認知機能検査の実施状況、不服の内容等を記録し、速やかに免許課長に報告するものとする。

(指導監督)

第19条 免許課長は、法第108条の規定により神奈川県公安委員会が認知機能検査を委託した法人に対し、当該認知機能検査が適正かつ円滑に実施されるよう必要な指導監督を行わなければならない。